


4月1日から ごみの収集方法が変わります！

広報ふちゅう1月号で4月からのごみの収集と分別方法の変更についてお知らせしていますが、今月号では特に分別の詳しい変更点と、収集日程の変更点をお知らせします。

変更①  マークのないプラスチック製品・ゴム製品・皮製品が可燃ごみになります。

埋立ごみから可燃ごみに変更になる主なもの



変更② 容器包装プラスチックごみの収集が週1回になります。また、その他のごみの収集日程も変わります。

令和6年4月 変更例 広谷町の場合（町によって異なります）

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1 埋立	2 可燃	3	4	5 可燃	6		1	2 可燃	3	4 プラ	5 可燃	6
7	8	9 可燃	10 プラ	11	12 可燃	13	7	8	9 可燃	10	11 プラ	12 可燃	13
14	15	16 可燃	17	18	19 可燃	20	14	15 埋立	16 可燃	17 ペット	18 プラ	19 可燃	20
21	22 ペット	23 可燃	24 プラ	25 資源	26 可燃	27	21	22	23 可燃	24 資源	25 プラ	26 可燃	27
28	29	30 可燃					28	29	30 可燃				

※上下町の資源ごみ（資源および乾電池、雑誌・段ボール、新聞・古紙・紙パック）はこれまでどおり、それぞれの収集日を設けます。

◎2月中旬から「ごみの分別事典・家庭ごみの分け方・出し方」の冊子を順次、各家庭に配布します。

広報ふちゅう3月号へ
掲載予定の内容

…町別の新しい収集日程・分別時の注意点

問い合わせ先 環境整備課 (☎43-9222)